

第8回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定 検討委員会会議概要

会議名称	第8回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定検討委員会
開催日時	平成28年4月15日（金） 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	立川市役所 本庁舎 102・103会議室
次第	<p>[開 会]</p> <p>1 委員辞令交付</p> <p>2 福祉保健部長挨拶</p> <p>3 報告事項</p> <p>（1）条例策定に関する市民への周知の取組について</p> <p>（2）平成28年度条例策定の進め方について</p> <p>4 検討事項</p> <p>（1）条例の構成について</p> <p>（2）条例の内容について（1 総則等）</p> <p>5 その他連絡事項</p> <p>[閉 会]</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、加藤みどり、泉口哲男、 岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、曾根博、 田中文人、小川亮三、石川誠、岡部直士、飯島一憲（敬称略、順不同）</p> <p>[事務局] 井田福祉保健部長、高木障害福祉課長、成田障害福祉課主査、城之下障害福 祉第一係長、阿部障害福祉第二係長、加藤業務係長、塩島主任、井土主事</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 検討委員会会議録（概要） ・ 資料 8-1 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮 称）策定検討委員会委員名簿 ・ 資料 8-2 条例策定についての市民への周知の取組について ・ 資料 8-3 障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定事業のスケジュール（案） ・ 資料 8-4 条例の構成と検討内容等について ・ 資料 8-5 平成28年度の会議の検討内容について ・ 資料 8-6 条例の前文及び総則等のたたき台（事務局案）について

[開 会]

1 委員辞令交付

○山中誠一委員の辞任に伴い、後任の飯島一憲委員に辞令を交付した。

2 福祉保健部長挨拶

○本日は通算で第8回目の検討委員会となる。検討委員会の場で情報交換をしていきたい。

3 報告事項

(1) 条例策定に関する市民への周知の取組について

- 手をつなぐ親の会などの関係団体の方と協力をして、紙芝居などを活用することを考えていきたい。
- 出前講座などでガイドブック、パンフレットを配布し理解を広めていくのはどうか。
- サービス提供事業所へは、事業所連絡会などを通して周知をしていくのはどうか。

- 地域住民を対象とした条例策定の周知については、地域福祉コーディネーターによる地域懇談会での説明を考えている。
- 児童委員・民生委員については、地区民協での説明及び情報提供を行う予定。
- 一般市民に対しては、広報たちかわ・ホームページを活用し周知する。駅前の大型ビジョンや電光掲示板については、予算措置をしていないので困難である。
- 市民へ周知をするためのパンフレットの作成は、平成 29 年度を予定している。
- 平成 28 年 12 月に行う障害者週間にあわせて、市民向け講演会の実施を予定。また平成 29 年 5 月に条例制定を報告する講演会を開催する予定。
- 条例策定のスケジュールについて、骨格案の報告を 12 月、パブリックコメントを 12 月中旬に行うことに変更になった。

(2) 平成 28 年度条例策定の進め方について

- 条例制定の趣旨、理念、目的などを明記する前文については、委員の方々が中心になり作成していく。決意表明となるようなものと考えている。
- 条例について、わかりやすく説明するものとして逐条解説版も作成していく。
- 立川市医師会からは意見を頂いている。また、庁内検討会議を通じて教育委員会などの関係部署の考えも反映している。

4 検討事項

(1) 条例の構成について

- 平成 27 年度に策定した骨子案に肉付け作業をしていき、他団体の条例で参考にできるものがあれば、考慮したい。
また 12 月中旬のパブリックコメントを受け、第 15 回目では、必要な意見があれば、それを基に検討委員会で協議し、可能な範囲で参考にしていく。
- 6 月、9 月、12 月に行われる厚生産業委員会に策定状況を報告していく。
- 条例の構成の中で、本則に「差別に関する相談体制関係」という項目があるが、「相談体制関係」とした方がよいのでは。

(2) 条例の内容について (1 総則等)

- 総則 (1) 目的についての文章だが、文章が長く分かりにくい。短い文章の方がよりわかりやすいのではないか。市民にとってわかりやすいという視点を加え、内容を整理して、より理解しやすい条例案も考えてみたらどうか。
- 総則 (1) 目的について： 前文があるのであれば、「手段→目的」とするのがわかりやすいのでは。
- わかりやすさと法的な正確さとのバランスをいかにとっていくのが難しい。ただ、条例を作成する上でのルールに沿って策定する必要はある。
- 条例の作成には、一定のルールがあるので、その中で可能な限り分かり易い条文をつくっていきたい。
- 事務局案以外に、代案となる条文案をメールなどで検討委員会の前に事務局に送信してみてもどうか。いくつかの条文案を事前資料として示してもらい、委員会の中で議論を深めていくのがよい。
- 総則 (2) 定義について： 案では「障害のある人」となっているが、「障害」とした方がよいのではないか。
- 総則 (2) 定義について：「障害」という文言に対して障害のある人が否定的なイメージをもっている場合がある。
- 総則 (2) 定義について：「障害のある人」とすると、自分とは関係ないと思う人が増えるのではないか。

- 総則 (2)定義について：『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。』となっているが、「身体障害、知的障害～」から始まるフレーズと「障害及び社会的障壁～」からはじまるフレーズの順番を変えたらどうか。
- ウ 合理的配慮の中にある「他の者」という文言は、「障害者の権利に関する条約」から引いている。
- ウ 合理的配慮の中にある「他の者」という語句について、庁内では適切な表現ではないのではという指摘があったが、特に違和感はない。
- 「障害の社会モデル」と「障害の医療モデル」を併記した方がよい。
- 「合理的配慮」について、できるだけ包括的な内容にして、数十年後も見据えた条例を作成していきたい。
- 「合理的配慮」の文案は、障害者差別解消法のQ&Aを参考にしている。
- 「合理的配慮」だが、条約の訳文はわかりやすいとは言えない。条例の条文作成の過程でより明確にしていくべき。
- 市民、事業者の定義も含めるべき。
- 庁内検討委員にも検討委員会での議論の概要を示して欲しい。
- (3)基本理念の中に「すべての市民」とあるが、立川市を訪れる方も加えてもよいのでは。
- 市民のみならず、事業者についても定義した方がよいのではないか。
- 市民、事業者の定義は理念の問題というよりは、技術的な問題といえるため、後回しでもよいのではないか。
- 条例案の中にある「市民」とは、立川市に関係する全ての人を指す。基本理念として定める、幅広い概念的なものといえる。他団体の条例でも「市民」について定義しているものもある。

5 その他連絡事項

- 次回は、5月20日（金）の午前10時から208・209会議室で開催予定。

[閉 会]

以 上